

## 仕様書案

### 1 件名

令和 7 年度 愛知県公立学校における 1 人 1 台端末の導入業務

### 2 背景・目的

愛知県教育委員会及び県内市町村教育委員会（以下、参加団体という）において、文部科学省の推進する GIGA スクール構想第 2 期を念頭に、児童生徒用一人一台端末等の調達を実施する。調達を実施するうえで、事業者の高度な知見を活かし、参加団体にとって最適な調達となるよう広く提案を求めるものである。

### 3 調達範囲（Windows OS）

#### 3.1 各種ハードウェア・ソフトウェア及び付属品の調達範囲

- タブレット型パソコン（端末本体）
- パソコン周辺機器（ハードウェアキーボード、タッチペン、端末本体のカバー、画面保護フィルム）
- マルウェアから端末を保護する機能（OS に標準で具備されている機能で問題ない）

※調達するタブレット型パソコン・パソコン周辺機器・各種機能の詳細は、「別紙 1 端末スペック」のとおりとする。

#### 3.2 構築役務要件

- ① 納入作業として、端末等の運搬、開梱、カバーや画面フィルムのセット、梱包物の回収、廃棄を実施すること。納品時の箱の有無については、参加団体ごとに選択できること。
- ② 本調達の範囲は端末等の指定場所までの納入とし、その後の設定作業（必要となるソフトウェアのインストール、各種設定、動作確認等）は本調達範囲には含まない（ソフトウェア等の設定作業（キッティング）は共同調達範囲に含まないが、追加提案事項として提案可能とする（「10 追加提案事項」を参照）。）。
- ③ 納入先別（学校別）の機器番号一覧（シリアル番号および IMEI（識別番号））を参加団体に提出すること。
- ④ 納入作業の具体的な実施日や作業場所、納入場所等については、各参加団体及び納品場所の教育委員会等と協議のうえ進めること。

- ⑤ 搬入作業は施設等を傷つけることの無いよう万全を期すこと。施設等の破損があった場合は、参加団体教育委員会及び学校と協議のうえ、受託者の負担により対応すること。
- ⑥ 賃貸借契約の場合は本賃貸借契約期間満了に伴う撤去及び端末のデータの完全消去（作業後にデータ消去証明書を提出）を行うこと。
- ⑦ 納品後においても初期不良が判明した場合、早急（営業日3日以内）に別機器への交換を行うこと（箱を処分した後であっても初期不良については対応すること）。

## 4 調達範囲（Chrome OS）

### 4.1 各種ハードウェア・ソフトウェア及び付属品の調達範囲

- タブレット型パソコン（端末本体）
- パソコン周辺機器（ハードウェアキーボード、タッチペン）
- マルウェアから端末を保護する機能（OS に標準で具備されている機能で問題ない）
- MDM（ライセンス購入）
- 学習用ツール（Google Workspace for Education）（ライセンス購入）  
※調達するタブレット型パソコン・パソコン周辺機器・各種機能の詳細は、「別紙1 端末スペック」のとおりとする。  
※Google for Education GIGA スクール パッケージ等により一体的に提供するとした提案についても可能である。

### 4.2 構築役務要件

- ① 納入作業として、端末等の運搬、開梱、梱包物の回収、廃棄を実施すること。納品時の箱の有無については、参加団体ごとに選択できること。
- ② 本調達の範囲は端末等の指定場所までの納入までとし、その後の設定作業（必要となるソフトウェアのインストール、各種設定、動作確認等）は本調達範囲には含まない（ソフトウェア等の設定作業（キッティング）については、共同調達範囲に含まないが、追加提案事項として提案可能とする（「10 追加提案事項」を参照）。）。
- ③ 納入先別（学校別）の機器番号一覧（シリアル番号およびIMEI（識別番号））を参加団体に提出すること。
- ④ 納入作業の具体的な実施日や作業場所、納入場所等については、各参加団体及び納品場所の教育委員会等と協議のうえ進めること。
- ⑤ 搬入作業は施設等を傷つけることの無いよう万全を期すこと。施設等の破損が

あった場合は、参加団体教育委員会及び学校と協議のうえ、受託者の負担により対応すること。

- ⑥ 賃貸借契約の場合は本賃貸借契約期間満了に伴う撤去及び端末のデータの完全消去（作業後にデータ消去証明書を提出）を行うこと。
- ⑦ 納品後においても初期不良が判明した場合、早急（営業日3日以内）に別機器への交換を行うこと（箱を処分した後であっても初期不良については対応すること）。

## 5 調達範囲（iPad OS）

### 5.1 各種ハードウェア・ソフトウェア及び付属品の調達範囲

- タブレット型パソコン（端末本体）
- パソコン周辺機器（ハードウェアキーボード、スタンド、端末本体のカバー、画面保護フィルム）
- マルウェアから端末を保護する機能（OS に標準で具備されている機能で問題ない）
- MDM(ライセンス購入)  
※調達するタブレット型パソコン・パソコン周辺機器・各種機能の詳細は、「別紙1 端末スペック」のとおりとする。

### 5.2 構築役務要件

- ① 納入作業として、端末等の運搬、開梱、カバーや画面フィルムのセット、梱包物の回収、廃棄を実施すること。納品時の箱の有無については、参加団体ごとに選択できること。
- ② 本調達の範囲は端末等の指定場所までの納入までとし、その後の設定作業（必要となるソフトウェアのインストール、各種設定、動作確認等）は本調達範囲には含まない（ソフトウェア等の設定作業（キッティング）については、共同調達範囲に含まないが、追加提案事項として提案可能とする（「10 追加提案事項」を参照）。）。
- ③ 納入先別（学校別）の機器番号一覧(シリアル番号およびIMEI（識別番号）)を参加団体に提出すること。
- ④ 納入作業の具体的な実施日や作業場所、納入場所等については、各参加団体及び納品場所の教育委員会等と協議のうえ進めること。
- ⑤ 搬入作業は施設等を傷つけることの無いよう万全を期すこと。施設等の破損があった場合は、参加団体教育委員会及び学校と協議のうえ、受託者の負担により対応すること。

- ⑥ 賃貸借契約の場合は本賃貸借契約期間満了に伴う撤去及び端末のデータの完全消去（作業後にデータ消去証明書を提出）を行うこと。
- ⑦ 納品後においても初期不良が判明した場合、早急（営業日3日以内）に別機器への交換を行うこと（箱を処分した後であっても初期不良については対応すること）。

## 6 履行期間

### 6.1 納品期間

機器の設置にあたっては、各参加団体と協議のうえ、すみやかに納入計画書を作成し、各参加団体の承認を得ること。

納品期間は「別紙2 納品予定一覧」のとおりとする。

### 6.2 検収

検査において合格と認められない場合、各参加団体が別途指定する期日までに正常な製品への取り替えを受託者の負担において行わなければならない。

### 6.3 賃貸借契約期間及び端末等の取扱いについて

リースにて調達する参加団体については、納入日から5年を賃貸借契約期間とすること。ただし、キッティング作業等により、端末等が本来の用途で利用できない期間については、リース期間に含めないもしくはリース料がかからないこととし、学習者用コンピューターとして利用を開始する期日よりリース料の支払いを開始すること（具体的な利用開始日については、各参加団体と協議すること）。

賃貸借期間満了後は、端末等を参加団体へ無償譲渡するか端末等を返却して契約終了とする。無償譲渡とするかどうかは各参加団体と協議の上、決定すること。

また、端末等を返却する場合には、受託者が端末の記録を復元不可能な状態に消去、もしくは物理的に破壊した後に廃棄し、それらの適切な処理を行ったことを示す証明書を発行すること。

## 7 履行場所及び納品場所

履行場所は、事業者が指定する場所とするが、詳細は参加団体と協議の上決定することとする。

納品場所は、各参加団体の小・中学校を基本とするが、詳細は参加団体と協議の上決定することとする。

## 8 数量

数量は「別紙2 納品予定一覧」のとおりとする。

## 9 提案上限額及び支払方法

### 9.1 提案上限額

提案上限額は1台あたり55,000円(税込)とする。(ただし、「10 追加提案事項」の対応は含まない。金額については現時点の仮案となる。)

本調達においては、参加団体により調達方法が、リースもしくは購入どちらの場合もあることに留意すること。

### 9.2 支払方法

リース及び購入どちらの調達方法であっても、納入から5年の端末利用を前提とし、支払い時期等は参加団体ごとに調整の上決定する。

## 10 追加提案事項

### 10.1 追加提案事項の考え方

共同調達範囲としては定めないが、端末等を円滑に利用するにあたり、参加団体によっては追加の役務・サービス等を一体的に調達したいという意見が挙がっているため、以下の事項について、可能な場合は追加提案すること。

追加提案した役務・サービス等については、参加団体が調達を希望する場合は、一体的な契約として役務・サービス等を提供すること。

なお、追加提案の役務・サービス等については、「9.1 提案上限額」に示す金額には含めないため、別途1台あたりの費用を示すこと。

### 10.2 キットिंग作業

- ① 「3～5 調達範囲」で示した構築役務要件に加え、納品端末を即時に利用できるようにキットिंग作業を実施すること。
- ② ADE (Automated Device Enrollment) に自治体納品機器の追加を行うこと (iPad OS かつ必要とする参加団体のみ。)
- ③ キットिंग作業の範囲については、共同調達にて調達するソフトウェア等の初期設定及びテーパーラベルの貼り付け等とし、本調達範囲外のソフトウェア等の設定は含まないこととする。
- ④ 具体的な作業内容については、各参加団体と協議の上決定すること。
- ⑤ 作業場所については、「7 履行場所及び納品場所」のとおりとする。

### 10.3 保守

- ① 本調達範囲の物品を保守対象とする。
- ② ハードウェア及びソフトウェアの不具合等（使用者の作業ミスによる設定情報の書き換え等も含む）に対応し、使用者が円滑に機器を利用できるように必要な保守・修理を行うこと。
- ③ 本体交換時にはパソコンのリカバリー作業を行い、納入時の状態に復旧すること。
- ④ 故障原因が判明した場合は、類似故障等の再発防止を図ること。
- ⑤ 機器の検査完了時を保守の開始時期とする。リースの場合はリース開始日を保守の開始時期とする（リース開始日の考え方については、「6.3 賃貸借契約期間及び端末等の取扱いについて」を参照。）。
- ⑥ 機器の交換時及び撤去等には、ファイルやフォルダ、設定情報が復元不可能となるよう、必要な処置を講じること。なお、処置の具体的な内容については、事前に参加団体の承認を得ること。
- ⑦ 受託者は、賃貸借期間中、保守業務を支障なく行うため、保守部品等を確保すること。
- ⑧ 具体的な対応時間、運用フロー、修理におけるリードタイム等については、各団体と協議のうえ定めること。

### 10.4 保証サービス

端末故障時・紛失時等の保証サービスがある場合は、提供すること。

### 10.5 バッテリー交換（Windows OS, Chrome OS のみ）

端末等の利用開始後 2 年程度を目途に、全端末のバッテリー交換作業を実施すること。バッテリー交換の実施時期、役割分担（責任分界）及び方法については、各参加団体と協議のうえ、決定すること。

### 10.6 追加アプリケーション

児童・生徒の安全な学習環境を維持するため、以下の機能を具備したアプリケーションの導入を想定しているため、提案可能なアプリケーションがある場合は、提案すること。また、提案のあったアプリケーションについて、参加団体が導入を希望する場合は、アプリケーションインストール等の初期設定を実施すること。

- ① 誹謗中傷やいじめと推定されるチャット等から、児童・生徒を守る仕組みがあること。
- ② アプリの利用等を制限できること。

- ③ 位置情報や移動情報を確認できること。
- ④ 性的な自撮りや画像の送受信等、児童・生徒を性的なトラブルから守る仕組みがあること。

また、以下のアプリケーションについて、参加団体が導入を希望する場合は、アプリケーションインストール等の初期設定を実施すること（アプリケーション自体は無料。）。

愛知県警察「アイチポリス」(<https://www.pref.aichi.jp/police/anzen/seians/anzenmap.html>)

## 11 導入に係る留意事項

- ① 納入する機器は、品質・耐久性に十分留意し、選択すること。
- ② サプライチェーン・リスクに考慮した端末を選定すること。
- ③ 国内にサポート拠点がある等、故障時に迅速な対応が可能であること。
- ④ 提案額には、本仕様書に記載した全ての要求事項（機器等調達、搬出・搬入等一式）にかかる費用を含むこと。
- ⑤ 納入する OS は調達の時点で最新バージョンのものを調達すること
- ⑥ 端末故障時に修理または交換された端末について学校で対応するために必要な物品（リカバリディスク、設定手順書等）を納品物に含めること。
- ⑦ 端末と併せて調達する周辺機器（ハードウェアキーボード等）については、端末本体との親和性を考慮すること。また、参加団体の個別状況を踏まえ複数の製品から選択できること。
- ⑧ 端末と併せて調達する周辺機器について、再購入する際に最低購入数等の制限がないこと。

## 12 提出資料次の表に記載された資料を各提出先に提出すること。

No.	提出資料	提出期限	提出先
1	機器一覧表（電子媒体）	2025/〇/〇	教育委員会
2	納入機器等の保証書	2025/〇/〇	教育委員会
3	機器の取り扱い説明書・付属品	2025/〇/〇	各学校
4	作業完了報告書	2025/〇/〇	教育委員会
5	導入アプリケーション一覧(設定書)	2025/〇/〇	教育委員会

### 13 機密の保持

受託者は、各参加団体の許可なく本業務で知り得た情報や資料等について公表してはならない。また、第三者に対し情報が漏洩しないよう十分な配慮をすること。

受託者及び業務従事者は、業務上知り得た情報について、第三者に漏洩し、又は他の目的に利用してはならない。本契約終了後または解除後においても守秘義務を負うものとする。ただし、該当参加団体の承諾を得たときは、この限りではない。